

騒音規制法用

別表第1（第1条関係）

一 金属加工機械

- イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限る。）
- ロ 製管機械
- ハ ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。）
- ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
- ホ 機械プレス（呼び加圧能力が294kN=30t以上のものに限る。）
- ヘ せん断機（原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。）
- ト 鍛造機
- チ ワイヤーフォーミングマシン
- リ ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。）
- ヌ タンブラー
- ル 切断機（といしを用いるものに限る。）

二 空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）

三 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機 （原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）

四 織機（原動機を用いるものに限る。）

五 建設用資材製造機械

- イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m³以上のものに限る。）
- ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が200Kg以上のものに限る。）

六 穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）

七 木材加工機械

- イ ドラムバーカー
- ロ チッパー（原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）
- ハ 砕木機
- ニ 帯のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）
- ホ 丸のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）
- ヘ かな盤（原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）

八 抄紙機

九 印刷機械（原動機を用いるものに限る。）

十 合成樹脂用射出成形機

十一 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

注意 振動届と違います。
番号・記号、 部分の規格

問い合わせ：千曲市役所 環境課 環境保全係 273-1111（内線2201）